

大規模災害における保健師活動推進会議 令和2年1月27日(月)

# 災害時保健活動マニュアルの策定・普及における 市町村との連携及び統括保健師の役割

茨城県保健福祉部疾病対策課  
技佐 関 律子

# 本日の報告内容

- I 「茨城県災害時保健活動マニュアル」の改訂に向けた取り組みと統括保健師の役割
  - マニュアル改訂に至った経緯
  - マニュアル改訂の検討体制
  - 主な改訂内容
  
- II 県マニュアルの普及，市町村における災害時保健活動の整備に向けた取り組み
  - マニュアルの普及啓発
  - 災害時保健活動に係る研修の実施
  - 市町村版マニュアル策定への支援

# I 「茨城県災害時保健活動マニュアル」の改訂 に向けた取り組みと統括保健師の役割

# 茨城県の概況

- ◆人口：2,881,020人(H31年1月1日現在)
- ◆高齢化率：28.3% (H29.10.1)【全国35位】

- ◆保健医療圏：(H31.4.1) 9
- ◆県保健所数：(H31.4.1) 12  
(R1.11.1再編) 9+2支所
- ◆市町村数：44 (32市10町2村)  
(R2.4 水戸市が中核市予定)

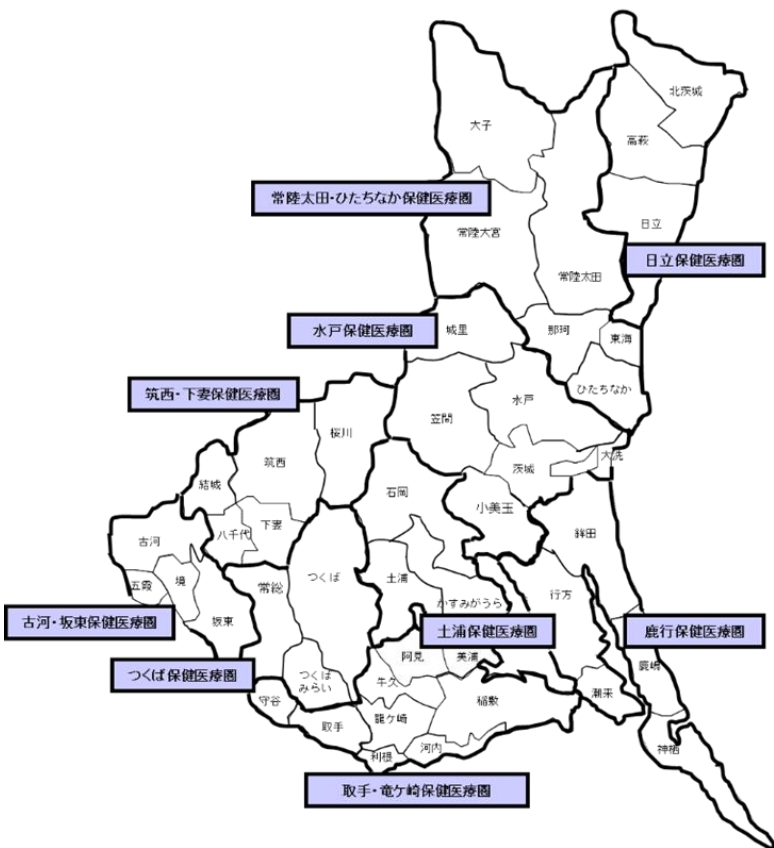
- ◆常勤保健師数：(R1.5.1,保健師活動領域調査)
  - 県保健師 104人：
    - うち県統括1人+保健所総括的な役割を担う保健師12人  
(**統括保健師及び保健所総括的な役割を担う保健師配置率100%**)
    - 保健所総括的な役割を担う保健師補佐配置率：100%(\* )
  - 市町村保健師727人：
    - 市町村統括38人(**市町村統括保健師配置率86.4%**)
    - 統括保健師補佐配置率:86.8% (\* 統括保健師配置38市町村中の割合)

(\* 統括保健師補佐配置率はH31年度県保健師活動体制調査より)

- ◆産業構造：第1次産業(約6%)，第2次産業(約30%)  
第3次産業(約64%)

- ◆全国屈指の農業県
  - ◇農業産出額 全国第3位 (H29：4,967億円)
  - 全国1位 メロン，れんこん，はくさい，ほしいもなど

- ◆観光等：国営ひたち海浜公園，アクアワールド・大洗，牛久大仏，袋田の滝，等



# マニュアル改訂に至った経緯

## 災害の経験(1)

### ◆ 東日本大震災(H23.3.11)

- 主に茨城県内の海岸沿いの自治体が被災を受けた。
  - ・ 県内最大震度: 震度6強  
津波観測(北茨城市平潟町: 6.9m, 大洗: 4m)
  - ・ 県内の人的被害: 死者65人, 行方不明1人, 負傷者712人
  - ・ 県内の住宅被害: 全壊2,630棟, 半壊24,370棟
  - ・ 県内避難者数(ピーク時): 77,285人, 避難所数: 594か所
- 東北3県への派遣実施なし。
- 避難所の健康管理は, 県内各自治体の保健師が実施。
  - 管轄保健所が支援
- 福島県からの避難者への対応
  - 規模の大きい市町村が受入れ等で対応



H24年3月に「茨城県災害時保健活動マニュアル(初版)」を策定



# 災害の経験(3)

## 熊本地震災害の保健師等派遣概要(H28.4.14)

派遣先	派遣期間 (移動日含む)	派遣人数・内訳
熊本県 宇城市	4/20(水)～ 4/25(月) (6日間)	1チーム5人(北茨城市との合同派遣) ・県 3人(保健師2人, 薬剤師1人) ・北茨城市 2人(保健師1人, 事務1人)
熊本県 菊池郡 大津町	4/22(金)～ 6/1(水) (6日間)	1チーム4人(合計10班を派遣) ・県 2人(保健師1人, 事務1人) ・市町村 2人(保健師)

県統括保健師が先陣を切って被災地支援にあたる  
派遣保健師等に対し、【派遣保健師の基本姿勢と役割】について注意喚起

- ・派遣保健師として責任ある行動をとる
- ・名脇役であれ(主体は被災市町村であり被災者)
- ・積極的な情報共有
- ・自己完結型の活動
- ・チームワークを大切にし、互いにフォローし合う
- ・自己の健康管理に留意する(睡眠時間の確保, 適切な業務量等)

# マニュアル改訂に至った経緯(まとめ)

○平成24年3月に発行された「茨城県災害時保健活動マニュアル」(以下、県マニュアルという)は、「**東日本大震災**」における本県内の被災者支援の振り返り等を踏まえ作成。

○平成27年9月、県内において常総市及びその周辺地域が被災した「**関東・東北豪雨災害**」による水害が発生し、県外からも多くの保健師の派遣を受け入れた。

➤H27年12月 「茨城県保健師活動指針」策定

➤H28年3月 「関東・東北豪雨災害保健師活動報告書」作成(検証)

○平成28年4月、「**熊本地震**」の発生に伴い、県外への被災地支援として多くの保健師が経験。



**様々な災害時の保健活動の経験から反省点等を踏まえ、更にマニュアルの内容を充実させるため、改訂することとした。**



# 改訂に至った課題と主な改訂点

- ✓ 多くの支援団体等との情報共有体制が図れなかった  
(指揮命令系統が不明瞭)
  - ⇒ 保健活動に関する**指揮命令系統の整備**など、**平常時の取り組みを強化**
- ✓ 被災自治体の体制(受援体制)が不十分
  - ⇒ **派遣の受入れ**について記載
- ✓ 保健師派遣要請の体制(県内派遣, 県外派遣)の明記が必要
  - ⇒ 保健師等の派遣体制の整備について、**県内と県外派遣に分けて掲載**
- ✓ 在宅被災者の訪問活動を実施する際の手順等がマニュアルになかった
  - ⇒ 避難所支援に加え、在宅被災者への**訪問活動を追記**
- ✓ 支援継続が分かる記録が必要
  - ⇒ 記録票等の帳票類を統一

(平成25年日本公衆衛生協会並びに全国保健師長会発行の

**「大規模災害における保健師の活動マニュアル」**の帳票類を活用)

# マニュアル改訂の検討体制

- ・設置:H24.10.26
- ・目的:保健師の人材育成の推進(研修事業の評価,研修体制の検討)
- ・開催:毎年度1回以上

### 保健師人材育成推進検討会

- 構成員 8名
  - ・学識経験者(県立医療大学)
  - ・関係団体(看護協会、在宅保健師の会)
  - ・企業代表(日立健康管理センタ)
  - ・市町村代表(所長,市町村連会)
  - ・県代表(保健所長会、県職保健師会)
- 役割 外部委員からの意見聴取

- 第1回:H28.11.14  
(改訂版素案の意見聴取)
- 第2回:H29.3.10  
(普及啓発等報告)

- ・設置:H28.5.25
- ・マニュアル改訂版素案に対する意見聴取:  
期間: H28.10.21~H28.11.2  
対象:市町村,保健所,改訂検討会構成員,  
県庁関係各課,人材育成推進検討会
- ・県保健所長会への説明:H28.12.8
- ・平成29年1月12日:災害時活動マニュアル改訂版の策定・公表

### 災害時保健活動マニュアル改訂検討会

- 構成員 9名
  - ・国立保健医療科学院(奥田博子上席主任研究官)
  - ・県庁関係課(防災主管課,部企画室,厚生総務課)
  - ・被災市町村関係課長 3市(下妻市,常総市,つくば市)
  - ・被災保健所代表 1保健所(常総),ワーキング代表
- 役割 災害時マニュアル改訂の骨子や内容の検討

- 第1回:H28.6.28  
(骨子作成)
- 第2回:H28.8.31  
(マニュアル改訂案の決定)



### 熊本地震災害ワーキング

- 構成員 熊本県への派遣保健師
- 役割
  - ・災害時保健活動の評価
  - ・災害時保健活動マニュアル改訂案の内容作成
- その他
  - ・報告会実施(H28.7.20)
  - ・活動報告書の作成(H29.3)

### 災害時保健活動マニュアル改訂ワーキング部会

- 構成員 8名
  - ・ワーキング代表:(筑西保健所保健師)
  - ・保健所保健師(3人) ・ ・ 水戸・常総・つくば保健所
  - ・市町村保健師(4人) ・ ・ 北茨城市,常総市,下妻市,守谷市
- 役割 災害時マニュアル改訂案の作成・検討

- 第1回:H28.6.7  
(骨子案の検討・作成)
- 第2回:H28.7.11  
(検討会意見の修正)
- 第3回:H28.7.25  
(熊本報告会後の修正)
- 第4回:H28.8.10  
(マニュアル改訂案の作成)

### 各保健所ワーキング(12保健所×1回)以上

- 構成員(保健所管内代表保健師)
- ・保健所課長等,市町村代表保健師
- 役割
  - ・管内市町村の平時の対応(情報共有)
  - ・災害時保健活動マニュアル改訂案の内容作成
- その他 管内市町村の災害時保健活動の体制整備

# 茨城県災害時保健活動マニュアル(第2版)の概要

## 災害時保健活動マニュアルとは

被災地自治体及び派遣される保健師の活動及び管轄内に被災者を受け入れた場合の災害時保健活動について、県及び市町村の保健師に対して示すもの。

## 位置づけ

県においては「茨城県地域防災計画」に基づく「茨城県保健福祉部災害対策マニュアル」があり、その中に「茨城県災害時保健活動マニュアル」を作成することが位置づけられている。今後は、本マニュアルを参考に各保健所版マニュアルを作成する。

また、市町村においては、各市町村の実情により様々であるが、それぞれの防災計画等の下に本マニュアルが位置づけられており、今後、防災計画等と本マニュアルを参考に各市町村版のマニュアルを作成する。\*

※平成29年1月12日付けの茨城県保健福祉部長通知により、各市町村長に対し、本マニュアルの適切な運用と、関係部署と協議のもと、各市町村版の災害時保健活動マニュアルの作成について通知。

各保健所においては、市町村のマニュアル作成への支援を実施。

# 茨城県保健師活動指針(H27.12策定)における ～統括保健師の役割～

## 統括保健師の役割

- (1)保健活動の総合調整及び支援を行う
- (2)保健師の計画的な人材確保及び人材育成を推進する
- (3)事業計画の策定・企画・立案・予算の確保・評価等に関わる
- (4)各種保健医療福祉計画策定及び政策の企画及び立案へ積極的に参画する
- (5)災害時を含む健康危機管理における保健活動の連絡及び調整を行う**

# 茨城県保健師活動指針（H27.12策定）における ～統括保健師の役割～

統括保健師の役割を果たすための  
市町村・保健所・県庁に共通する具体的方策

## (5) 災害時を含む健康危機管理における保健活動の連絡及び調整を行う

- ① 各指針や災害時保健活動マニュアルに基づき**健康危機管理体制の確保に努めるとともに、平常時、発生時及び発生後の保健活動を行う。**
- ② **平常時から、市町村と保健所の統括保健師が連携して情報交換し、お互いの機能や役割について共通理解する機会をつくる。**
- ③ 各種マニュアルを部署内に周知し、**マニュアルに沿って保健師が主体的に活動できるよう、平常時の訓練の実施、マニュアルの管理・更新を行う。**
- ④ 保健師の平常時からの**健康危機管理意識の醸成を図る。**
- ⑤ 情報を集約し、他部門と連携を図りながら活動展開ができるよう、**危機管理本部会議への出席や危機管理部門との調整を行う。**
- ⑥ 保健師の派遣について**マニュアルに明示するとともに、派遣調整を行う。**派遣の際には、他部門との調整や他県（他市町村）の派遣の動向についても**情報把握を行い、調整する。**

## 市町村

① 市町村独自の保健活動体制の整備を推進し、関係機関と調整を図る。

② 要援護者リストや要援護者避難行動支援プラン個別計画の策定を支援する。

③ 避難所における保健活動について、避難者の健康管理、避難所の環境整備の問題点等を管理責任者から確認し、市町村全体の状況を掌握する。問題点の整理を行い、関係機関との調整を図る。

④ 支援を行う職員の健康管理や職場体制の配慮を行う。

## 保健所

① 健康危機管理の拠点として機能するよう、保健師活動の調整を行う。

ア 市町村災害時保健活動マニュアルの作成支援

イ マニュアルに沿って、保健所における災害時の指示命令系統や役割分担、従事内容、必要物品の確認

ウ 住民の健康管理や保健所が所管する要援護者への支援体制整備の状況把握

エ 保健師等派遣要請連絡ルート等の確認、発生時の市町村調整及び県への要請

## 県庁

① 災害時保健活動マニュアル等の整備・見直しを行い、災害発生時の保健活動の円滑な実施、災害時の保健師等応援・派遣要請の考え方を示し、周知・調整を行う。

② 災害発生時には、保健所からの情報を集約し、保健所・市町村への応援協力・派遣要請について、総合調整を行う。

③ 災害時活動への意識付けのため研修会の開催や関係部署への情報提供を行い、活動への意識向上を図る。

# 災害時の統括保健師の役割に関する 県の保健師活動指針と災害時保健活動マニュアルの関係

県の保健師活動指針に明記されている災害時の統括保健師の役割を踏まえ、  
県の災害時保健活動マニュアル(第2版)に、統括保健師の役割を記載

## 茨城県保健師活動指針

(H27.12策定)

災害時の統括保健師の役割について、以下のとおり、明記。

「災害時を含む健康危機管理における保健活動の連絡及び調整を行う」等

## 茨城県災害時保健活動 マニュアル(第2版)

(H29.1.12改定)

災害時の統括保健師の役割について、具体的に明記。



# 改訂マニュアルの内容(主な追加・強化事項)

## ■第1章 マニュアルの基本的な考え方

- I 初版改訂の趣旨
- II 災害時保健活動の目的
- III 範囲 (追加)
- IV 本マニュアルの位置づけ (追加)
- V 活用 (追加)

## ■第2章 平常時の取り組み

- I 各自治体における基本的な考え方 (追加)
  - 1保健活動の体制整備・保健師の一元化
  - 2指揮命令系統の整備など
  - 3役割の明確化と共通理解
  - 4情報伝達体制の整備
- II 市町村の取り組み
  - 1市町村の保健活動体制の整備
  - 2避難行動要支援者の支援体制の整備
  - 3災害時の健康管理に関する啓発普及
- III 保健所の取り組み
  - 1保健所の保健活動の体制整備
  - 2感染症対策
  - 3保健所が所管する避難行動要支援者の支援体制整備
  - 4管内市町村等の災害時の連携に関する体制づくり
- IV 県(現健康・地域ケア推進課)の取り組み

## ■第3章 災害時の取り組み

- I 被災地における災害時保健活動
  - 1フェイズごとの保健師活動一覧
  - 2市町村におけるフェイズの保健活動 (追加)
  - 3保健所における災害時の対応  
保健所間の後方支援 (追加)
  - 4県庁(現健康・地域ケア推進課)における災害時の対応
  - 5避難所における保健活動
  - 6在宅被災者の健康管理 (追加)
  - 7避難所を含めた被災者の健康管理
  - 8市町村の要配慮者対策
  - 9こころのケア対策 (強化)
  - 10支援者の健康管理
  - 11保健師等の応援・派遣要請及び受け入れ体制 (強化)

## ■第4章 保健師等の派遣体制の整備

- I 共通事項, 派遣者の計画名簿に市町村(追加)  
派遣保健師等の基本的姿勢と役割(強化)
- II 県外への派遣
- III 県内への派遣(応援保健師の派遣)(追加)

資料編: 関連法律等、帳票類、別冊(パンフレット)



## 第2章 平常時の取り組み

### I 各自治体における基本的な考え方

#### 1 保健活動の体制整備・保健師の一元化

刻々と変化する状況を総合的に把握し、現状と今後起こりうる課題(予測される予防活動)等を見通した災害時保健活動計画の策定と効果的かつ効率的な活動の実施、評価が必要。そのためには、発災時には、保健師の配備体制を、平常体制から、組織横断的な体制に組み直し、統括的な役割を担う保健師を定め、一元的な活動体制とする。また、状況に応じた保健活動体制の組み直しをすることも確認しておく。

#### 2 指揮命令系統の整備

○ 統括的役割を担う保健師の機能を確保し、指揮命令系統を明確にする

○ 市町村の例示を記載

・保健活動は対策本部の指揮下で構築

・組織横断的な保健活動体制の構築と指揮命令系統の構築

時期に応じた保健活動体制と、統括的保健師の機能の確保

・被災情報等の情報収集・分析、還元体制の整備

#### 3 役割の明確化と共通理解

災害時に、保健師の行う保健活動がより専門性が生かされるように、自治体内で保健師の活動体制等について平常時に共通理解を図り、役割が認識されるようにしておくこと

#### 4 情報伝達体制の整備

・情報収集及び報告のための帳簿類の決定、報告方法の決定、職員の名簿・連絡網の作成、発災時の連絡方法、参集基準の明確化、関係機関とのネットワーク確立<sup>17</sup>

## Ⅱ 県マニュアルの普及，市町村における 災害時保健活動の整備に向けた取り組み

# 災害時保健活動マニュアル(第2版)の普及啓発

- (1) 関係各課への通知(H29.1.12付茨城県保健福祉部長名通知)  
(人材育成推進検討会委員, 改定に係る構成員, 近隣都県(1都9県), 茨城県看護協会, 各市町村, 各保健所, 県庁内各課, 児相等)
- (2) 情報提供
  - ・報道機関への資料提供(H29.1.25)
  - ・県ホームページへの掲載(H29.2.2)

THE IBARAKI SHIMBUN

2017年(平成29年)2月3日 金曜日 第2555号(2017) (日刊)

## 県、災害時マニュアル改訂

関東・東北豪雨や熊本地震など最近発生した大規模災害の教訓を踏まえ、県は災害発生時の保健師の活動をまとめた「県災害時保健活動マニュアル」を改訂した。保健師の派遣体制と受け入れの体制の整備を中心に、在宅被災者の健康管理のための取り組み内容なども新たに盛り込んだ。今後は、各市町村に対してマニュアル作成を促していく。

### 手順、役割一覧に

2015年9月の関東・東北豪雨では、県外から延べ200人以上の保健師が被害の大きかった常総市などに支援に訪れた。当時は、東日本大震災後の12年に作成されたマニュアルに沿って対応し、指揮命令系統の不明確さなどから、各支援団体との情報共有が不十分になるといった課題を残した。

このため、改訂後のマニュアルは、平常時の取り組みや災害時の対応について、特に保健師の派遣要請や受け入れ体制整備の内に、被災者への健康状態の把握や、被災者の生活の安定を図るための支援活動の内容や手順が従来より詳しく示されている。また、被災者への健康状態の把握や、被災者の生活の安定を図るための支援活動の内容や手順が従来より詳しく示されている。また、被災者への健康状態の把握や、被災者の生活の安定を図るための支援活動の内容や手順が従来より詳しく示されている。

## 派遣、受け入れ明確化

また、被災者町村と保健所、県庁が、平常時と災害発生後(災害発生時、復興期の5段階)の段階に応じて取り組む内容を一覧表にまとめ、それぞれの役割を明確化した。

このほか、被災者のこころの健康保持に対する対策の一つとして、必要に応じて災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請することや、配属の必要な被災者にDPATなどに相談するよう勧めることなども盛り込んでいる。

改訂したマニュアルについては、保健所・市町村統括保健師会議が既に開かれて県の担当者が説明、各市町村は災害発生に備えて、マニュアルの作成と見直しなどが求められ、担当者には「支援に来てもらった保健師などに何をしてもうのか、あらかじめ決めておくことが重要になる」と指摘した。(成田愛)

# 保健師活動円滑に

# 茨城新聞

2月3日 金曜日

茨城新聞社

〒310-8686  
水戸市笠原町978-25  
電話(029)239-3001(代)  
<http://ibarakinews.jp>  
編集局  
電話(029)239-3020  
FAX(029)301-0362  
配達申し込み  
☎0120-029-218  
(平日午前9時～午後5時)



取り組みが茨城新聞の一面に ☞この機をとらえて各市町村のマニュアル作成を!

# 災害時保健活動マニュアルの普及・研修

## 【県庁(統括保健師)の主な取組】

### ◆ 平成28年度 (マニュアル改訂作業年度)

- H28.8.2 部防災訓練で初の「保健師等派遣要請訓練」の実施(→以後, 毎年度実施)
- H28.8.31 人材育成研修(管理期) (管理期保健師・保健所総括的な役割の保健師 48名)
  - ・「有事に求められる管理期の役割～シミュレーション演習」
- H29.1.27 市町村保健師連絡協議会研修 (県内保健師 90名参加)
  - ・「改訂版災害時保健活動マニュアルについて」, 「災害支援における保健師の役割」(新潟県保健師)
- H29.1.30 保健所・市町村統括保健師会議 (市町村統括・保健所総括的な役割の保健師 61名)
  - ・災害時保健活動体制整備状況調査結果報告, ・マニュアル改訂の策定経過, 概要の説明
  - ・モデル市の受援計画のシミュレーション(水害版)例の紹介
  - ・GW「各自治体の災害時保健活動体制について, 統括保健師の役割」
- H29.2.22 受援体制に関する研修会 (県内保健師 82名参加)
  - ・講話「受援体制のポイント」(厚生労働省健康局健康課保健指導室長)
  - ・事例発表:「常総市の災害時保健活動マニュアル」, 「水戸保健所における市町と共に考える平常時対策」

### ◆ 平成29年度

- 保健所・市町村統括保健師会議で, 保健所・市町村で災害時保健活動マニュアルの作成・シミュレーション演習の実施喚起, 災害時保健活動体制整備状況調査の実施結果報告
- 保健所・市町村における災害時保健活動マニュアルの作成・シミュレーション演習の実施
- 保健師の人材育成指針に, 健康危機管理活動の力量形成のため, 災害に係る研修を追加  
→人材育成(キャリアレベル別)研修のレベル2(追加), レベル4の2階層での実施

### ◆ 平成30年度以降

- 人材育成研修としての体系的に研修(OJT, OFF-JT, 自己研鑽等)

# 県と市町村の連携 市町村版マニュアル策定への支援

## ○茨城県は、県庁・保健所と市町村の協働による指針等の作成を重ねている

- ・H26.4～H27.12「茨城県保健師活動指針の作成」
- ・H28年度 「茨城県災害時保健活動マニュアルの作成」
- ・H29年度 「茨城県保健師人材育成指針の作成」

＜各検討会やWGだけではない重層的な関わり＞

茨城県市町村保健師連絡協議会の協力

各保健所及び管内市町村の統括保健師を中心とした、保健所別の検討の実施等

### 【各保健所(総括的な役割を担う保健師)の取組】

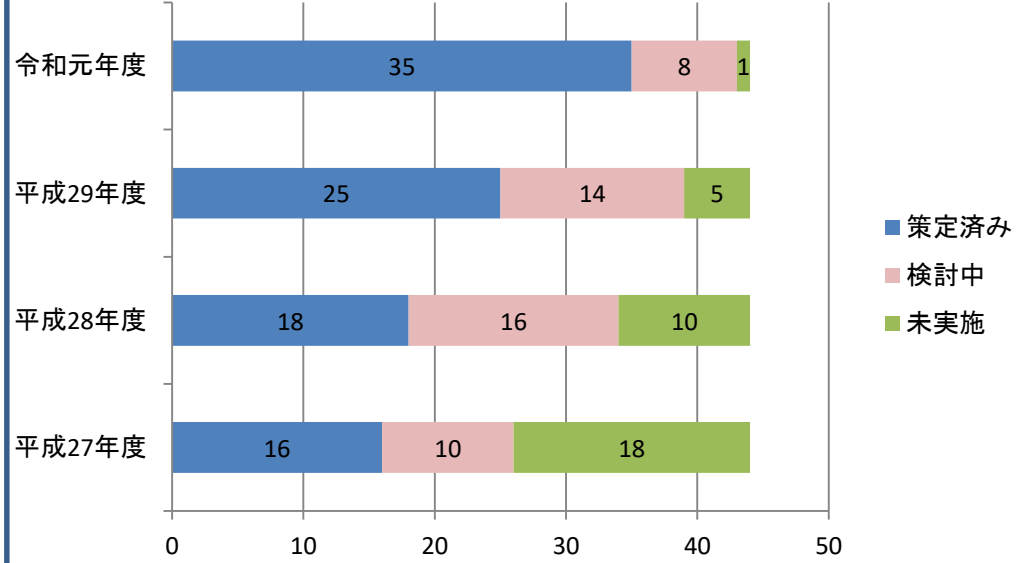
・各保健所の総括的な役割を担う保健師は、独自に管内市町村の統括保健師等との人材育成連絡会(保健活動検討会)等の会議を開催し、災害時保健活動の連携について管内市町村と共有する場の設定を行っている。 ➤顔の見える関係の強化

○統括保健師が果たしている役割について「危機管理時(災害対策含む)の調整」を行っている  
と回答した統括保健師

- ・保健所 12人(100%) (※総括的な役割を担う保健師)
- ・市町村 37人(94.9%)

(※統括保健師を配置している39市町村中)  
(※第2版茨城県保健師人材育成指針に基づく、H31年度保健師人材育成計画(保健活動体制)集計結果より)

### 各市町村版マニュアルの策定状況 (n=44市町村)



・H27～29年度は、各年度末現在で県保健予防課調べ  
・令和元年度は12月1日現在で県疾病対策課調べ

# 茨城県保健師活動指針(H27.12策定)における ～統括保健師の役割～

## 統括保健師の役割

- (1)保健活動の総合調整及び支援を行う
- (2)保健師の計画的な人材確保及び人材育成を推進する
- (3)事業計画の策定・企画・立案・予算の確保・評価等に関わる
- (4)各種保健医療福祉計画策定及び政策の企画及び立案へ積極的に参画する
- (5)災害時を含む健康危機管理における保健活動の連絡及び調整を行う**



# 今後のマニュアル見直し等に向けて

## 改訂マニュアル活用後における災害支援の体験からの検証

### (1) 平成30年7月豪雨災害 (広島県へ派遣)

- ◆ **派遣先** : 広島県竹原市 7/12～8/2の22日間  
広島県三原市 8/3～8/12の10日間
- ◆ **派遣チーム数(派遣人数)及び構成員**
  - ・チーム数: 9チーム 32人(県職員16人, 市職員16人)
  - ・構成員 : 1チーム4人  
茨城県(保健師1人, 事務職1人), 市町村(保健師2人)

### (2) 北海道胆振東部地震災害 (苫小牧保健所へ派遣)

- ◆ **派遣先** 北海道苫小牧保健所管内(安平町, むかわ町),  
H30.9/14～9/29まで16日間(1チーム概ね5泊6日)
- ◆ **派遣チーム数(派遣人数)及び構成員**
  - ・チーム数: 4チーム 16人(県職員8人, 市町村職員8人)
  - ・構成員 : 1チーム 4人  
茨城県(保健師1人, 事務職1人), 市町村(保健師2人)

### (3) 令和元年10月台風第19号 (県内被災自治体へ派遣)

- **被災市町(4自治体)へ県内市町村保健師の派遣**
- ◆ **派遣先** 常陸大宮市 10/18～10/21の4日間  
大子町 10/18～10/20の3日間  
常陸太田市 10/19～10/23の5日間  
水戸市 10/28 の1日間
- ◆ **派遣チーム数(派遣人数)及び構成員**
  - ・チーム数: 35チーム 延70人(市町村職員)
  - ・構成員: 1チーム 2人程度(若手とベテランPHNのペア)
- **被災市町村の管轄保健所への県職保健師の派遣**  
保健所統括保健師への支援
- ◆ **派遣先** : 常陸大宮保健所 10/16～10/24の9日間  
(大子町 10/16～10/20の5日間)
- ◆ **派遣人数** 延25人

## 保健活動の積み重ねの重要性

- ◆ **被災した住民が一日も早く被災した生活から日常生活を取り戻すために, 被災自治体の保健師はその場で最善の支援が求められている**
  - ・場面ごとの判断の難しさ
  - ・被災地自治体(市・保健所)への支援
  - ・応援・派遣保健師・看護師等の要請基準
- ◆ **平常時から何をしなければならぬか**
  - ・平常時にできていない活動はできない
  - ・平常時の活動の見直し
  - ・住民と共に地域の防災(避難所運営を含む)を考えていく

**ご静聴ありがとうございました**